

議案第 145 号

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年つくば市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条第 2 項中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年つくば市条例第20号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>附則 (略)</p>